

令和 6 年度

最上川下流左岸農業水利事業

毒蛇排水路補修（その 7）工事

現 場 説 明 書

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

1. 一般事項

別紙－1「一般事項」のとおりとする。

2. 契約の保証について

別紙－2「契約の保証について」のとおりとする。

3. 資材価格について

本工事で用いる資材等のうち、見積単価については競争参加資格確認通知の際に入札契約書ダウンロードシステムで配布することとしている。

4. JR 羽越本線との近接施工について

- (1) 本工事における JR 羽越本線との近接区間については、「東日本旅客鉄道（株）との協議（羽越本線 余目・砂越間 157k795m 付近（榎木避溢橋りょう）の毒蛇排水路（その 7）工事における営業線近接協議について（回答）」で示されている条件に基づき施工を行わなければならない。

なお、工事の施工に際しては以下の条件が付されていることから、詳細について監督職員との打合せにより決定するものとする。

- 施工の際は、鉄道工事に精通した会社（列車運行の安全を確保するために必要な資格を有し、国土交通省令第 10 条に定める係員教育修了済みの従事者を配置できる体制をとれる会社）を選定しなければならない。
- 要注意範囲（Ⅱ）にかかる施工を行う際は、JR 設備の挙動を監視・計測しなければならない。（近接工事設計施工マニュアルを参照）

5. 施工

特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第 12 条に基づく説明書（別紙－3）を落札決定後直ちに発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。
- (2) また、建設リサイクル法第 13 条に基づき、請負契約の当事者が、①分別解体等の方法、②解体に要する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないため、別紙－4 を(1)の説明書（別紙－3）と同時に提出し、その内容の説明を行わなければならない。
- (3) なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法との別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

6. 積算工種区分等について

本工事の予定価格積算における工種区分等については、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準」に基づき、次のとおりとしている。

- ① 工種区分：コンクリート補修工事

- ② 施工地域区分：補正なし
- ③ 冬期補正（歩掛）：5%
- ④ 冬期補正（現場管理費）：0.79%
- ⑤ 豪雪補正：10%
- ⑥ 週休2日補正：4週8休以上
- ⑦ 現場環境改善費の計上：計上あり
- ⑧ 単価期：令和6年9月期単価

7. 施工の班体制について

本工事における施工の班体制は、3班体制で考えている。

8. 土工

- (1) 掘削発生土（埋戻しに流用）については、庄内町資材置き場に仮置きするものとし、運搬距離は、0.5kmで考えている。
- (2) 掘削発生土（捨土）については、庄内町建設発生土受入地まで搬出するものとし、運搬距離は、6.0kmで考えている。

9. 構造物取壊工

- (1) 建設資材廃棄物の処理について

特別仕様書第10章3.に示す処理施設までの片道距離は、次表のとおり考えている。

建設資材廃棄物	処理施設名	片道運搬距離
無筋コンクリート殻	(株)安藤組	L=4.7km
プラスチック廃材	(株)エコー	L=15.0km

10. 補修工

- (1) 洗浄工について

洗浄に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

洗浄工

100 m²当たり

名称	仕様・寸法	数量	単位	適用
土木一般世話役		0.71	人	
特殊作業員		1.42	人	
普通作業員		2.13	人	
雑品		27	%	労務費合計に率乗
洗浄機（モーター駆動）	吐出量 30.8L/min 圧力 7.8MPa	0.87	日	
発動発電機	15KVA	0.87	日	

- (2) コンクリート削孔工（穿孔機）、コンクリート削孔工（電動ハンマードリル）の歩掛りは、国土交通省土木工事積算基準を使用している。

また、溶接金網設置工の歩掛りは、国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）を使用している。

11. 仮設工

(1) 全川締切り

- 1) 全川締切りは、別添参考図のとおり考えており、各班の締切延長及び締切回数等は下表のとおり考えている。なお、仮設材は再利用することで考えている。

班名		仮締切区間	工事区間	備考
1 班	1 回目左岸	36m	30m	
	1 回目右岸	36m	30m	
	2 回目左岸	36m	30m	
	2 回目右岸	36m	30m	
2 班	1 回目左岸	36m	30m	
	1 回目右岸	36m	30m	
	2 回目左岸	36m	30m	
	2 回目右岸	36m	30m	
3 班	1 回目左岸	36m	30m	
	1 回目右岸	36m	30m	
	2 回目左岸	36m	30m	
	2 回目右岸	36m	30m	

- 2) 各班・各場所を使用する材料数量等は下記のとおり考えている。（下表で高密度ポリエチレン管を「ポリ管」、高密度ポリエチレン管継手を「継手」と表す。）

班区分	土のう	ブルーシート	大型土のう	ポリ管・継手
1 班 1 回目左岸	7.3 m ³ 仕拵え ～設置～撤去	118 m ² 購入 設置～撤去	28 袋製作 据付・撤去	72m支給, 継手 16 個購入 設置撤去
1 班 1 回目右岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
1 班 2 回目左岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
1 班 2 回目右岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
2 班 1 回目左岸	7.3 m ³ 仕拵え ～設置～撤去	118 m ² 購入 設置～撤去	28 袋製作 据付・撤去	72m支給, 継手 16 個購入 設置撤去
2 班 1 回目右岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
2 班 2 回目左岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 手 16 個転用 設置撤去
2 班 2 回目右岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
3 班 1 回目左岸	7.3 m ³ 仕拵え ～設置～撤去	118 m ² 購入 設置～撤去	28 袋製作 据付・撤去	64m支給, 8m購入, 継手 16 個購入 設置撤去
3 班 1 回目右岸	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用 設置～撤去	28 袋転用 据付・撤去	72m転用, 継手 16 個転用 設置撤去
3 班	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用	28 袋転用	72m転用, 継手 16 個転用

2回目左岸		設置～撤去	据付・撤去	設置撤去
3班	7.3 m ³ 設置～撤去	118 m ² 転用	28 袋転用	72m転用, 継手 16 個転用
2回目左岸		設置～撤去	据付・撤去	設置撤去
数量計	87.6 m ³	1,416 m ²	336 袋	ポリ管 864m, 継手 192 個

- 3) 土のう仕拵えに用いる材料は、庄内町資材置き場に仮置きしている砕石を優先して利用することを考えており、仕拵えは、1班、2班、3班で、それぞれ最初に行うものとし、それ以降は転用することで考えている。

大型土のうについては、庄内町資材置き場に仮置きされている砕石を優先して利用することを考えており、作成は1班、2班、3班で、それぞれ最初に行うものとし、それ以降は転用することで考えている。

- 4) 大型土のうの据付・撤去は、左岸の工事用道路からバックホー（0.8m³級）で計画している。なお、大型土のうは、庄内町資材置き場から製作のうへ搬出し、運搬距離はL=0.5km以下/片道で考えている。

- 5) 高密度ポリエチレン管の設置撤去に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

高密度ポリエチレン管機械敷設（φ1000 ダブル管）

100m当たり

名称	仕様・寸法	単位	数量	適用
高密度ポリエチレン管	φ1000 (ダブル管)	m	100	
土木一般世話役		人	1.48	
特殊作業員		人	3.69	
普通作業員		人	5.37	
バックホウ	山0.45 m ³ 吊 2.9t	日	3.84	
軽油	パトロール給油	ℓ	87	
運転手（特殊）		人	2.89	

※支給する仮設資材（高密度ポリエチレン管）の時価は0円で考えている。

- 6) 仮設資材類（大型土のう中詰め材、高密度ポリエチレン管、高密度ポリエチレン管継手、盛土使用山砂）については、使用後は庄内町資材置き場に搬出するものとし、共通仕様書第1編1-1-21に基づき監督職員に報告するものとする。

(2) 排水処理工

排水ポンプは1施工範囲当たり2台設置し、施工班ごとの運転延べ日数は下表のとおり考えている。

施工班	施工箇所	運転延べ日数	備考
1班	2箇所	36日	18日/箇所
2班	2箇所	36日	18日/箇所
3班	2箇所	36日	18日/箇所

(3) 敷鉄板

敷鉄板の設置面積、使用回数、供用日数は下表のとおり考えている。

道路別	設置面積	使用回数	供用日数
転回所	259 m ²	1 回	117 日
転回所	259 m ²	1 回	117 日
工事用道路	498 m ²	1 回	117 日

(4) 合板設置撤去歩掛

工事用道路で既設水路上に保護材として置く合板の設置撤去は、下表のとおり考えている。

合板設置撤去

10 m²当たり

名称	仕様・寸法	単位	数量	適用
土木一般世話役		人	0.4	設置
普通作業員		人	1.1	設置
土木一般世話役		人	0.1	撤去
普通作業員		人	0.4	撤去

(5) 雪寒仮囲い工

雪寒仮囲いの設置撤去歩掛は、国土交通省土木工事積算基準を使用しており、数量は2,675 m²計上している。

12. 仮設材輸送について

調達地からの運搬距離及び輸送量は次表のとおり考えている。

資材名	調達地	運搬距離	仮設材輸送量
敷鉄板	山形県酒田市	L=9.8km/片道	174.84ton
高密度ポリエチレン管	庄内町資材置き場	L=0.5km/片道	9.26ton

13. 安全対策

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、工事契約後に架空線管理者との協議により必要となった場合は、契約変更を考えている。

14. その他

(1) 原形復旧について

工事用道路、転回所で使用した仮設用地の返還における原形復旧は入念に行うこと。

(2) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

- 1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。
- 2) 被災地域における被災農林漁家等の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。

①工事着手時点における雇用見込人数

②月毎の雇用実績人数

(3) 「工事書類の簡素化」について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注

者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事共通仕様書などの基準等が平成 26 年 3 月 28 日に改正された。

これに合わせ、平成 26 年 4 月より農林水産省ウェブサイト¹に提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。

なお、上記の土木工事共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、農林水産省ウェブサイト http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/ に掲載されているので確認されたい。

別紙－ 1

一般事項

1 労働災害の防止について

すでに、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- (1) 工事の計画段階における安全性の検討
- (2) 技術管理の徹底
- (3) 安全衛生に関する責任体制の確立
- (4) 工程の適正化

2 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

3 適正な工事施工の確保について

- (1) 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- (2) 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- (3) 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1－1－14 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 章第 1 節総則 1－1－16 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

4 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

5 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- (2) 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

6 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における下請業者を指導すること。

7 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の

譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

8 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引起すため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

9 中間前金払いと既済部分払に関することについて

請負代金が 1,000 万円以上であって、かつ、工期が 150 日を超える工事については、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。ただし、翌年度にわたり債務を負担することとなる工事については、中間前金払を選択することはできない。

また、その選択については、落札決定後、工事請負契約書を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することができない。

なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払又は既済部分払を請求することができず、その後において変更することができない。

10 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

(1) 予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号大臣官房経理課長）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルの一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

② 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

③ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出するものとする。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号大臣官房経理課長名）、「施工体制点検審査マニュアル」（平成 15 年 4 月 11 日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長）に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④ 受注者側技術者の増員について

予定価格が2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の開札を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは開札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

ア 工事成績70点未満の評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑤ 発注方式と積算

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

(2) 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、(1)に示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階

② ①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。

③ ①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

- ・対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
- ・対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

④ 当該対象工事の工事成績が 65 点未満の場合、評定通知日から 1 年間、②と同様の措置を講ずる。

11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）を推進するため、平成 22 年 12 月 28 日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

ついては、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

13 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

14 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

15 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は 90 日以内の手形で行うものとする。

別紙－２

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収書は、「日本銀行酒田代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所 歳入歳出外現金出納官吏庶務課長 本田篤史」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長 福田浩二」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事等履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長 福田浩二」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長 福田浩二」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定に関わらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

説 明 書

令和 年 月 日

(契約担当官等)
(官職氏名) 殿

氏 名

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に関する事項について下記により説明します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
- (1) 別表 (別表 1 ～ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - ☐ 別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - ☐ 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - ☐ 別表 3 (建築以外のものに係る解体工事又は新築工事 (土木工事等))
 - (2) 工程の概要を示す資料
 - (3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ ☐ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別紙－ 4

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 13 条に基づく記載事項

年 月 日

(契約担当官等)

(官職氏名) 殿

氏 名

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項に基づき工事請負契約書へ記載する(1)分別解体等の方法、(2)解体に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、別紙のとおり提出します。

※ 別紙は、該当する工事（様式）を添付する。

- ① 建築物に係る解体工事
- ② 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）
- ③ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建設設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐい取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 「分別解体等の方法」欄について該当がない場合は、記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- (注) ・解体工事の場合のみ記入する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）「分別解体等の方法」欄について該当がない場合は、記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記入する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

※ 受注者が選択した施設を記載（品目毎に複数記入可）

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

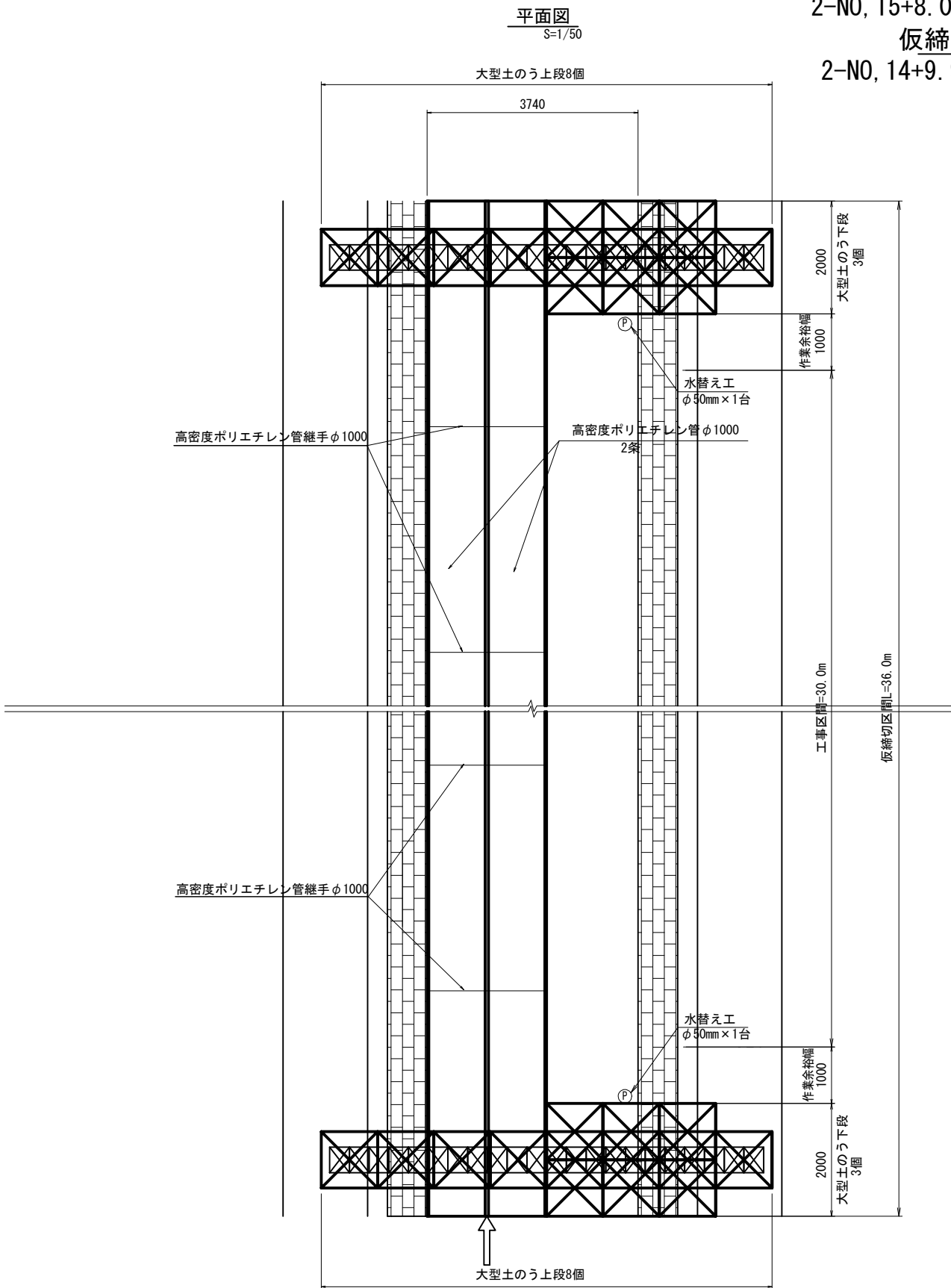
仮設図

仮締切工Ⅰ（Ⅲ型水路）

2-N0, 9+18.40 ～ 2-N0, 14+9.90 L=141.50m
2-N0, 15+8.00 ～ 2-N0, 15+18.00 L=10.00m

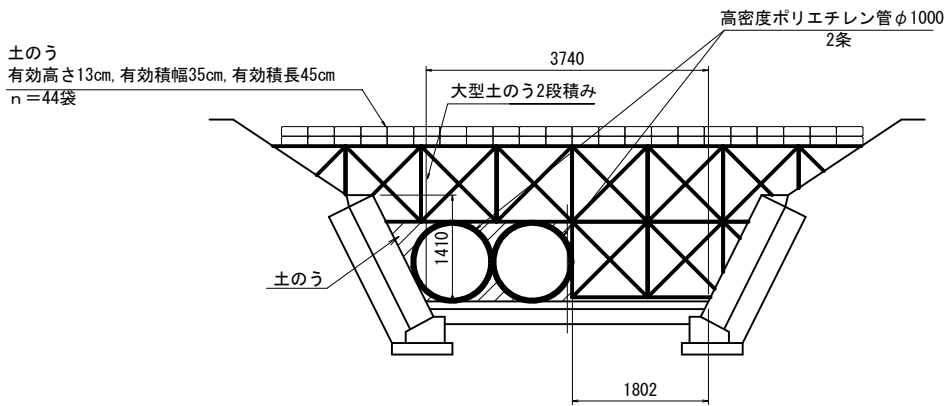
仮締切工Ⅰ（Ⅲ-I型水路）

2-N0, 14+9.90 ～ 2-N0, 15+8.00 L=28.10m



仮締切工標準断面図

仮締切Ⅰ S=1/50

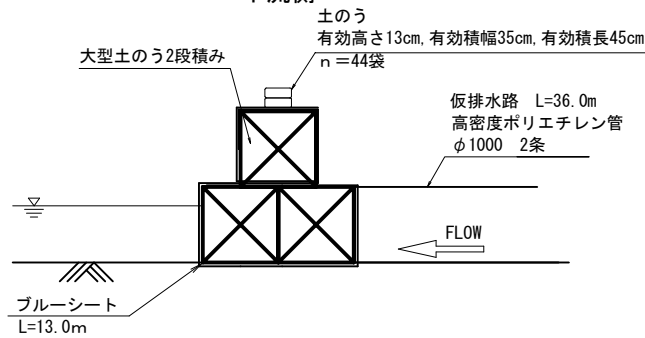


※高密度ポリエチレン管の隙間と大型土のうの隙間は土のうを詰め水密性を確保する。
※最上部の土のう端部は、地山との隙間を設け、溢水を回避する。

仮締切縦断面図

仮締切Ⅰ S=1/50

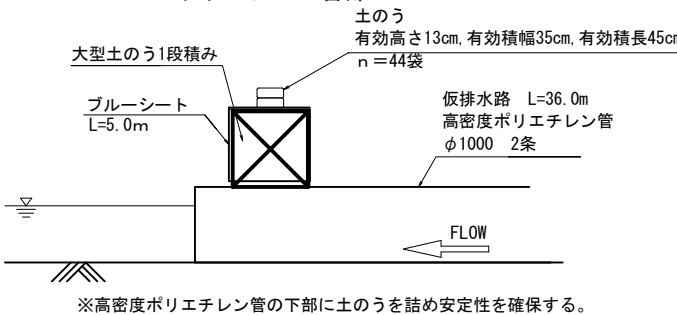
下流側



仮締切縦断面図

仮締切Ⅰ S=1/50

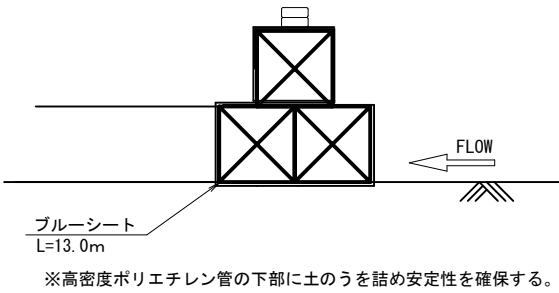
ポリエチレン管部



仮締切縦断面図

仮締切Ⅰ S=1/50

上流側



工 事 名	令和6年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水路補修(その7)工事		
図 面 名	仮設図		
年 月 日			
縮 尺	図 示	図面番号	参考図
会 社 名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		